

平成29年 壱 岐 市 議 会 定 例 会 8 月 会 議 会 議 録 (第 1 日)

議事日程 (第 1 号)

平成29年 8 月 10 日 午前10時00分開議

日程第 1 仮議席の指定

日程第 2 議長選挙

小金丸益明

議事日程 (第 1 号の追加 1)

日程第 1 議席の指定

日程第 2 会議録署名議員の指名

3 番 植村 圭司  
4 番 清水 修

日程第 3 会期の決定

8 月 10 日～12 月 28 日までの  
141 日間

日程第 4 審議期間の決定

1 日間 決定

日程第 5 副議長選挙

豊坂 敏文

追加日程  
第 1 議席の一部変更

局長報告

日程第 6 発議第 5 号 議会広報特別委員会設置に関する決議について

提出者 (赤木議員) 説明、  
質疑なし、討論なし、  
委員会付託省略、可決

日程第 7 発議第 6 号 国境離島活性化推進特別委員会設置の決議について

提出者 (呼子議員) 説明、  
質疑なし、討論なし、  
委員会付託省略、可決

日程第 8 常任委員会委員の選任

議長指名

追加日程  
第 2 議長の総務文教厚生常任委員会委員の辞任について

日程第 9 議会運営委員会委員の選任

議長指名  
委員長 町田 正一  
副委員長 鶴瀬 和博

日程第 10 議会広報特別委員会委員の選任

議長指名  
委員長 植村 圭司  
副委員長 久保田恒憲

日程第 11 国境離島活性化推進特別委員会委員の選任

議長指名  
委員長 豊坂 敏文  
副委員長 呼子 好

日程第 12 長崎県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

指名推選 清水 修

日程第13 長崎県病院企業団議会議員の選挙

指名推選 市山 繁、  
赤木 貴尚

日程第14 同意第3号 壱岐市監査委員の選任について

市長説明、質疑なし、  
討論なし、委員会付託省略、  
可決

日程第15 議案第51号 壱岐市役所庁舎耐震改修工事（郷ノ浦庁舎）【建築工事】請負契約の締結について

建設部長説明、質疑なし、  
討論なし、委員会付託省略、  
可決

日程第16 議案第52号 壱岐市役所庁舎耐震改修工事（勝本庁舎）【建築工事】請負契約の締結について

建設部長説明、質疑なし、  
討論なし、委員会付託省略、  
可決

日程第17 議員派遣の件

配付のとおり

---

本日の会議に付した事件

(議事日程第1号に同じ)

---

出席議員 (16名)

1番	山川 忠久君	2番	山内 豊君
3番	植村 圭司君	4番	清水 修君
5番	赤木 貴尚君	6番	土谷 勇二君
7番	久保田恒憲君	8番	呼子 好君
9番	音嶋 正吾君	10番	町田 正一君
11番	鵜瀬 和博君	12番	中田 恭一君
13番	市山 繁君	14番	牧永 護君
15番	豊坂 敏文君	16番	小金丸益明君

---

欠席議員 (なし)

---

欠 員 (なし)

---

事務局出席職員職氏名

事務局長	土谷 勝君	事務局次長	米村 和久君
事務局係長	若宮 廣祐君	事務局書記	吉田まどか君

---

説明のため出席した者の職氏名

市長 …………… 白川 博一君 副市長 …………… 中原 康壽君

教育長	……………	久保田良和君	総務部長	……………	久間 博喜君
企画新興部長	……………	左野 健治君	市民部長	……………	堀江 敬治君
保健環境部長	……………	高下 正和君	建設部長	……………	原田憲一郎君
農林水産部長	……………	井戸川由明君	教育次長	……………	山口 信幸君
消防本部消防長	……………	下條 優治君	総務課長	……………	中上 良二君
財政課長	……………	松尾 勝則君	会計管理者	……………	平田恵利子君

午前10時00分

○事務局長（土谷 勝君） 皆さんおはようございます。議会事務局長の土谷でございます。

会議に入る前に御報告をいたします。壱岐新聞社ほか3名の方から報道取材のため撮影機材等の使用の申し出があり、許可しておりますので御了承願います。

本定例会8月会議は、一般選挙後初めての議会でございますので、議長が選挙される間、地方自治法第107条の規定によりまして、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

本日の出席議員の中で、市山繁議員が年長者でありますので、臨時議長の職務を行っていただきたいと思っております。市山議員さん、議長席に御着席をお願いします。

午前10時01分開議

〔臨時議長（市山 繁君）議長席へ着席〕

○臨時議長（市山 繁君） 皆さん、おはようございます。ただいま御紹介をいただきました市山繁でございます。地方自治法第107条の規定によりまして、臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしく願いいたします。

ただいまの出席議員は16名であり、定足数に達しております。

ただいまから平成29年壱岐市議会定例会を開会します。

議事日程表第1号により、8月会議を開きます。

### 日程第1. 仮議席の指定

○臨時議長（市山 繁君） 日程第1、仮議席の指定を行います。

ただいま着席の議席は、当選回数新しい議員から、また同期の議員につきましては、生年月日の遅い順となっております。仮議席は、ただいま着席の議席といたします。

〔仮議席番号 議員氏名〕

……………  
 仮議席1番 山川 忠久議員 仮議席2番 山内 豊議員

仮議席 3 番	植村 圭司議員	仮議席 4 番	清水 修議員
仮議席 5 番	赤木 貴尚議員	仮議席 6 番	土谷 勇二議員
仮議席 7 番	久保田恒憲議員	仮議席 8 番	呼子 好議員
仮議席 9 番	音嶋 正吾議員	仮議席10番	小金丸益明議員
仮議席11番	町田 正一議員	仮議席12番	豊坂 敏文議員
仮議席13番	鵜瀬 和博議員	仮議席14番	中田 恭一議員
仮議席15番	市山 繁議員	仮議席16番	牧永 護議員

## 日程第 2. 議長の選挙

○臨時議長（市山 繁君） 日程第 2、議長の選挙を行います。

ここでしばらく休憩をいたします。議員控室に議員の皆さんは御集合願います。

午前10時02分休憩

午前10時05分再開

○臨時議長（市山 繁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

選挙は投票で行います。

会場の出入口を閉鎖願います。

〔議場閉鎖〕

○臨時議長（市山 繁君） ここで諸準備のため、しばらく休憩をいたします。

午前10時06分休憩

午前10時08分再開

○臨時議長（市山 繁君） 再開いたします。

ただいまの出席議員は 16 名であります。

次に、立会人を指名いたします。壱岐市議会会議規則第 31 条第 2 項の規定により、立会人に 1 番、山川忠久議員、2 番、山内豊議員を指名いたします。

次に、投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○臨時議長（市山 繁君） 投票用紙の配付の漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（市山 繁君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

○臨時議長（市山 繁君） 異状なしと認めます。

念のために申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票を願います。

ただいまから投票を行います。事務局長が、議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いいたします。

点呼を命じます。土谷議会事務局長。

〔事務局長点呼・議員投票〕

.....

仮議席1番	山川 忠久議員	仮議席2番	山内 豊議員
仮議席3番	植村 圭司議員	仮議席4番	清水 修議員
仮議席5番	赤木 貴尚議員	仮議席6番	土谷 勇二議員
仮議席7番	久保田恒憲議員	仮議席8番	呼子 好議員
仮議席9番	音嶋 正吾議員	仮議席10番	小金丸益明議員
仮議席11番	町田 正一議員	仮議席12番	豊坂 敏文議員
仮議席13番	鵜瀬 和博議員	仮議席14番	中田 恭一議員
仮議席16番	牧永 護議員	仮議席15番	市山 繁議員

.....

○臨時議長（市山 繁君） 投票漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（市山 繁君） 投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

これより、開票を行います。山川忠久議員、山内豊議員、開票の立ち会いをお願いいたします。

〔開票〕

○臨時議長（市山 繁君） ただいまの選挙の結果を報告いたします。

投票総数16票、これは先ほどの出席議員に符合いたしております。そのうち、有効投票16票、無効投票0票。有効投票のうち、小金丸益明議員9票、中田恭一議員7票、以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は4票であります。よって、小金丸益明議員が議長に当選されました。

議場の出入口の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○臨時議長（市山 繁君） ただいま議長に当選されました小金丸益明議員が議長におられます

ので、壱岐市議会会議規則第32条第2項の規定により、本席から当選の告知をいたします。

小金丸議員、議長当選承諾並びに御挨拶をお願いいたします。

〔議員（仮議席10番、小金丸益明君） 登壇〕

○議員（仮議席10番 小金丸益明君） ただいま選挙によりまして、議長職就任の許可をいただきました小金丸でございます。もとより、浅学非才の身であります。議会議員各位、そして執行部各位のさらなる御指導、御鞭撻を何とぞよろしくをお願いいたします。

また、市民を代表する議事機関、そして市政の最高決定機関に身を置くことを改めて肝に銘じまして、執行部とは「一步離れて二歩離れず」をモットーとして、さらなる批判と監視に努めてまいりたいと思います。

なお、議員皆さんの多様な識見と選挙で市民に訴えられました公約、抱負等がスムーズに議員活動に反映できますように、議会運営に努めてまいりたいと思います。

そして、議会、執行部はもとより、市民皆様のさらなる御理解、御協力をお願い申し上げまして、就任の御挨拶にかえさせていただきます。今後どうぞよろしくをお願いいたします。（拍手）

〔議員（仮議席10番 小金丸益明君） 降壇〕

○臨時議長（市山 繁君） このたびの御当選まことにおめでとうございます。御就任を心からお祝い申し上げます。

以上をもちまして、臨時議長の職務は全部終了いたしました。各位の御協力に対しまして厚くお礼を申し上げます。

それでは、小金丸議長、議長席にお着き願います。

〔臨時議長（市山 繁君）退席、議長（小金丸益明君）着席〕

○議長（小金丸益明君） ただいまから議長の職務を行います。

お手元に配付のとおり、議事日程を追加いたします。

---

（第1号の追加1）

日程第1. 議席の指定

○議長（小金丸益明君） 日程第1、議席の指定を行います。

議席は、壱岐市議会会議規則第4条第1項の規定により、議長において定めることになっておりますので、指定したいと思います。

ただいま皆様が御着席の仮議席を議席に指定します。

---

（第1号の追加1）

日程第2. 会議録署名議員の指名

○議長（小金丸益明君） 次に、日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、3番、植村圭司議員、4番、清水修議員を指名したいと思います。

---

（第1号の追加1）

日程第3. 会期の決定

○議長（小金丸益明君） 次に、日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期につきましては、壱岐市議会通年議会実施要綱第2条第2項の規定により、任期満了後の初議会の会期は8月から12月までとする、となっておりますので、本日から12月28日までの141日間といたしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から12月28日までの141日間と決定いたしました。

---

（第1号の追加1）

日程第4. 審議期間の決定

○議長（小金丸益明君） 次に、日程第4、審議期間の決定について議題といたします。

お諮りします。8月会議の審議期間は、本日1日といたしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 異議なしと認めます。よって、8月会議の審議期間は、本日1日と決定いたしました。

---

（第1号の追加1）

日程第5. 副議長の選挙

○議長（小金丸益明君） 次に、日程第5、副議長の選挙を行います。

ここでしばらく休憩をいたします。議員控室に議員の皆さんは御集合願います。

午前10時27分休憩

.....  
午前10時30分再開

○議長（小金丸益明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

選挙は投票で行います。

会場の出入口を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（小金丸益明君） しばらく休憩いたします。

午前10時32分休憩

.....  
午前10時34分再開

○議長（小金丸益明君） 再開します。ただいまの出席議員は16人です。

次に、立会人を指名いたします。壱岐市議会会議規則第31条第2項の規定により、立会人に5番、赤木貴尚議員、6番、土谷勇二議員を指名いたします。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○議長（小金丸益明君） 投票用紙の配付漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

○議長（小金丸益明君） 異状なしと認めます。

念のために申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票を願います。

ただいまから、投票を行います。事務局長が、議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票を願います。

点呼を命じます。土谷事務局長。

〔事務局長点呼・議員投票〕

.....

議席1番	山川 忠久議員	議席2番	山内 豊議員
議席3番	植村 圭司議員	議席4番	清水 修議員
議席5番	赤木 貴尚議員	議席6番	土谷 勇二議員
議席7番	久保田恒憲議員	議席8番	呼子 好議員
議席9番	音嶋 正吾議員	議席11番	町田 正一議員
議席12番	豊坂 敏文議員	議席13番	鵜瀬 和博議員
議席14番	中田 恭一議員	議席15番	市山 繁議員
議席16番	牧永 護議員	議席10番	小金丸益明議員

.....  
○議長（小金丸益明君） 投票漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 投票漏れなしと認めます。投票を終了します。

これより、開票を行います。赤木貴尚議員、土谷勇二議員、開票の立ち会いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（小金丸益明君） ただいまの選挙の結果を報告いたします。

投票総数 16 票、これは先ほどの出席議員に符合いたしております。そのうち、有効投票 16 票、無効投票 0 票。有効投票のうち、豊坂敏文議員 10 票、音嶋正吾議員 6 票、以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は 4 票であります。よって、豊坂敏文議員が副議長に当選されました。議場の入口の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（小金丸益明君） ただいま副議長に当選されました豊坂敏文議員が議場におられますので、壱岐市議会会議規則第 3 2 条第 2 項の規定により、本席から当選の告知をいたします。

豊坂敏文議員、副議長当選承諾並びに御挨拶をお願いいたします。

〔議員（議席 12 番、豊坂 敏文君） 登壇〕

○議員（仮議席 12 番 豊坂 敏文君） ただいま当選の告知をいただきました豊坂です。副議長の就任にたいしまして御挨拶を申し上げます。

今後は議長の補佐役として、議会の円満な、円滑な運営を図るために、魅力ある壱岐市建設のために努力をしてみたいです。議員初め市民の皆様方の御指導と御鞭撻をいただきながら、切にお願いを申し上げますとともに、就任の挨拶といたします。よろしく申し上げます。（拍手）

〔議員（議席 12 番、豊坂 敏文君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） このたびの御当選まことにおめでとうございます。御就任を心からお祝い申し上げます。

---

### 追加日程第 1. 議席の一部変更

○議長（小金丸益明君） お諮りします。正副議長が決まりましたので、議席の一部変更についてを日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることにしたいと思っております。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 異議なしと認めます。よって、議席の一部変更についてを日程に追加し、日程の順序を変更して、直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程、議席の一部変更についてを議題とします。

変更する議席番号及び氏名を事務局長に朗読させます。土谷事務局長。

〔事務局長朗読〕

.....

1 番	山川 忠久議員	2 番	山内 豊議員
3 番	植村 圭司議員	4 番	清水 修議員
5 番	赤木 貴尚議員	6 番	土谷 勇二議員
7 番	久保田恒憲議員	8 番	呼子 好議員
9 番	音嶋 正吾議員	10 番	町田 正一議員
11 番	鵜瀬 和博議員	12 番	中田 恭一議員
13 番	市山 繁議員	14 番	牧永 護議員
15 番	豊坂 敏文議員	16 番	小金丸益明議員

.....

○議長（小金丸益明君） お諮りします。ただいま事務局長が朗読したとおり、議席の一部を変更することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 異議なしと認めます。よって、ただいま事務局長が朗読したとおり、議席の一部を変更することに決定いたしました。

なお、変更の議席については、次回会議より着席をお願いいたします。

ここで、議案配付のため暫時休憩いたします。

午前10時49分休憩

.....

午前10時52分再開

○議長（小金丸益明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（第1号の追加1）

日程第6. 発議第5号

○議長（小金丸益明君） 日程第6、発議第5号議会広報特別委員会設置の決議についてを議題といたします。

提出議案の説明を求めます。赤木貴尚議員。

○議員（5番 赤木 貴尚君） 発議第5号、平成29年8月10日、苓崎市議会議長小金丸益明様、提出者、苓崎市議会議員赤木貴尚、賛成者、苓崎市議会議員町田正一、同じく市山繁。

議会広報特別委員会設置に関する決議について、上記の議案を別紙のとおり苓崎市議会会議規則第14条の規定により提出します。

議会広報特別委員会設置に関する決議、次のとおり議会広報特別委員会を設置するものとする。

名称、議会広報特別委員会。設置の根拠、地方自治法第109条及び委員会条例第6条。目的、議会広報の調査及び発行。委員定数、8名。期限、閉会中も継続して調査終了まで。

以上です。

○議長（小金丸益明君） これから、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

お諮りします。本案については、苓崎市議会会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 異議なしと認めます。よって、本案については、委員会付託を省略することと決定いたしました。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから、発議第5号を採決いたします。この採決は、起立によって行います。

本案は、原案どおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小金丸益明君） 起立多数です。よって、発議第5号議会広報特別委員会設置の決議については、原案どおり可決されました。

---

（第1号の追加1）

**日程第7. 発議第6号**

○議長（小金丸益明君） 日程第7、発議第6号国境離島活性化推進特別委員会設置の決議についてを議題といたします。

提出議案の説明を求めます。呼子好議員。

○議員（8番 呼子 好君） 発議第6号、平成29年8月10日、苓崎市議会議長小金丸益明様、提出者、苓崎市議会議員呼子好、賛成者、苓崎市議会議員牧永護、同じく市議会議員鶴瀬和

博。

国境離島活性化推進特別委員会の設置に関する決議について、上記の議案を別紙のとおり壱岐市議会会議規則第14条の規定により提出します。

国境離島活性化推進特別委員会の設置に関する決議、次のとおり国境離島活性化推進特別委員会を設置するものとする。

記。名称、国境離島活性化推進特別委員会。設置の根拠、地方自治法第109条及び委員会条例第6条。目的、国境離島活性化推進に関する調査。委員の定数7名。期限、閉会中も継続して調査終了まで。

以上です。

○議長（小金丸益明君） これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

お諮りします。本案については、壱岐市議会会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 異議なしと認めます。よって、本案については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから、発議第6号を採決します。この採決は、起立によって行います。

本案は、原案どおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小金丸益明君） 起立多数です。よって、発議第6号国境離島活性化推進特別委員会設置の決議については、原案どおり可決いたしました。

---

（第1号の追加1）

#### 日程第8. 常任委員会委員の選任

○議長（小金丸益明君） 次に、日程第8、常任委員会委員の選任についてを議題とします。

しばらく休憩いたします。

午前10時58分休憩

.....

午前10時59分再開

○議長（小金丸益明君） 再開します。

常任委員会委員の選任については、壱岐市議会委員会条例第8条第1項の規定により、議長により指名といたします。

お手元に配付の名簿のとおり、総務文教厚生常任委員会の委員に山川忠久議員、山内豊議員、清水修議員、赤木貴尚議員、久保田恒憲議員、小金丸益明議員、町田正一議員、市山繁議員、産業建設常任委員会委員に植村圭司議員、土谷勇二議員、呼子好議員、音嶋正吾議員、豊坂敏文議員、鶴瀬和博議員、中田恭一議員、牧永護議員を指名いたします。

しばらく休憩いたします。

午前11時01分休憩

.....

午前11時02分再開

〔議長（小金丸益明君）と副議長（豊坂 敏文君）議長席交代〕

○副議長（豊坂 敏文君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

.....

## 追加日程第2. 議長の総務文教厚生常任委員会委員の辞任について

○副議長（豊坂 敏文君） ただいま休憩中に小金丸議長から、議会の公平な運営に当たるために総務文教厚生常任委員会委員の辞任願が提出されました。

お諮りいたします。議長の総務文教厚生常任委員会委員の辞任について日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題としたいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（豊坂 敏文君） 異議なしと認めます。よって、議長の総務文教厚生常任委員会委員の辞任についてを日程に追加し、議題とすることを決定いたしました。

追加の日程、議長の総務文教厚生常任委員会委員の辞任についてを議題とします。

本件は、地方自治法第117条の規定により、除斥の必要がありますので、小金丸議長の退場を求めます。

〔議長（小金丸益明君） 退場〕

○副議長（豊坂 敏文君） お諮りします。小金丸議長から、総務文教厚生常任委員会に所属しておりますが、議会の運営上、総務文教厚生常任委員会委員の辞任願が提出されております。

本件は、申し出のとおり、辞任を許可することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（豊坂 敏文君） 異議なしと認めます。よって、議長は、総務文教厚生常任委員会委員

の辞任を許可することに決定いたしました。

議長の除斥を解き、入場を許可します。

〔議長（小金丸益明君） 入場〕

○副議長（豊坂 敏文君） しばらく休憩をいたします。

〔副議長（豊坂 敏文君）と議長（小金丸益明君）議長席交代〕

午前11時05分休憩

午前11時05分再開

○議長（小金丸益明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、壱岐市議会委員会条例第10条第1項の規定により、各常任委員会の正副委員長互選のため、直ちに各常任委員会を招集します。各委員会においては正副委員長の互選をし、議長まで報告をお願いいたします。

なお、委員会の場所は、総務文教厚生常任委員会を西部開発センター第2会議室、産業建設常任委員会を勝本庁舎2階応接室と定めます。

各常任委員会開催のため、暫時休憩いたします。

午前11時06分休憩

午前11時47分再開

○議長（小金丸益明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

各常任委員会の正副委員長の互選が終わりましたので、その結果を報告いたします。

総務文教厚生常任委員会委員長に赤木貴尚議員、副委員長に山川忠久議員。産業建設常任委員会委員長に呼子好議員、副委員長に中田恭一議員、以上のとおりであります。

（第1号の追加1）

#### 日程第9．議会運営委員会委員の選任

○議長（小金丸益明君） 次に、日程第9、議会運営委員会委員の選任についてを議題とします。

議会運営委員会委員の選任については、壱岐市議会委員会条例第8条第1項の規定により、議長により指名いたします。

議会運営委員会委員に、赤木貴尚議員、市山繁議員、町田正一議員、呼子好議員、音嶋正吾議員、鵜瀬和博議員を指名します。

ここで、壱岐市議会委員会条例第10条第1項の規定により、議会運営委員会の正副委員長互選のため、直ちに議会運営委員会を招集します。委員会において、正副委員長の互選をし、議長

まで報告をお願いいたします。

なお、委員会の場所は、西部開発センター第2会議室と定めます。

議会運営委員会開催のため、暫時休憩いたします。

午前11時48分休憩

.....

午後0時15分再開

○議長（小金丸益明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議会運営委員会の正副委員長の互選が終わりましたので、結果を報告します。

議会運営委員長に町田正一議員、副委員長に鶴瀬和博議員、以上のとおりであります。

.....

（第1号の追加1）

#### 日程第10. 議会広報特別委員会委員の選任

○議長（小金丸益明君） 次に、日程第10、議会広報特別委員会の選任についてを議題といたします。

議会広報特別委員会委員の選任については、壱岐市議会委員会条例第8条第1項の規定により、議長により指名いたします。

議会広報特別委員会委員に、久保田恒憲議員、清水修議員、山川忠久議員、山内豊議員、牧永護議員、中田恭一議員、土谷勇二議員、植村圭司議員を指名します。

ここで、壱岐市議会委員会条例第10条第1項の規定により、議会広報特別委員会の正副委員長の互選のため、直ちに議会広報特別委員会を招集します。委員会においては正副委員長の互選をし、議長まで報告をお願いいたします。

なお、委員会の場所は、西部開発センター第2会議室と定めます。

議会広報特別委員会開催のため、暫時休憩いたします。

午後0時17分休憩

.....

午後0時30分再開

○議長（小金丸益明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議会広報特別委員会の正副委員長の互選が終わりましたので、結果を報告します。

議会広報特別委員会委員長に植村圭司議員、副委員長に久保田恒憲議員、以上のとおりです。

ここでお諮りします。12時を過ぎておりますが、このまま引き続き続行したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 異議なしと認めます。

---

（第1号の追加1）

**日程第11. 国境離島活性化推進特別委員会委員の選任**

○議長（小金丸益明君） 次に、日程第11、国境離島活性化推進特別委員会委員の選任についてを議題といたします。

国境離島活性化推進特別委員会委員の選任については、老岐市議会委員会条例第8条第1項の規定により、議長により指名いたします。

国境離島活性化推進特別委員会委員に、豊坂敏文議員、呼子好議員、牧永護議員、鵜瀬和博議員、山内豊議員、清水修議員、久保田恒憲議員を指名します。

ここで、老岐市議会委員会条例第10条第1項の規定により、国境離島活性化推進特別委員会の正副委員長の互選のため、直ちに国境離島活性化推進特別委員会を招集します。委員会においては、正副委員長の互選を行い、議長まで報告をお願いします。

なお、委員会の場所は、西部開発総合センター第2会議室と定めます。

国境離島活性化特別委員会開催のため、暫時休憩いたします。

午後0時32分休憩

.....

午後0時40分再開

○議長（小金丸益明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

国境離島活性化推進特別委員会の正副委員長の互選が終わりましたので、結果を報告します。

国境離島活性化推進特別委員会委員長に豊坂敏文議員、副委員長に呼子好議員、以上のとおりです。

---

（第1号の追加1）

**日程第12. 長崎県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙**

○議長（小金丸益明君） 次に、日程第12、長崎県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

同広域連合規約第8条第2項第4号により、選挙する議員の数は1人です。

お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、議長の指名推選により行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、議長の指名推選によるこ

とに決定しました。

長崎県後期高齢者医療広域連合議会議員に清水修議員を指名します。

お諮りします。ただいま指名いたしました清水修議員を長崎県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました清水修議員が長崎県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました清水修議員が会場におられますので、壱岐市議会会議規則第32条第2項の規定により、本席から当選の告知をいたします。

清水修議員、長崎県後期高齢者医療広域連合議会議員当選承諾及び御挨拶をお願いいたします。

〔議員（4番、清水 修君） 登壇〕

○議員（4番 清水 修君） 失礼いたします。ただいま後期高齢者広域連合議員を選任いただきまして、ありがとうございます。しっかりと勉強をいたし、壱岐島民のために頑張っていく所存でございます。何とぞよろしく願い申し上げます。（拍手）

〔議員（4番、清水 修君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） このたびの御当選おめでとうございます。御就任を心からお祝い申し上げます。

---

（第1号の追加1）

### 日程第13. 長崎県病院企業団議会議員の選挙

○議長（小金丸益明君） 次に、日程第13、長崎県病院企業団議会議員の選挙を行います。

同企業団規約第7条第1号の規定に基づき、選挙する議員の数は2名です。

お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、議長の指名推選により行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、議長の指名推選によることに決定しました。

長崎県病院企業団議会議員に市山繁議員、赤木貴尚議員を指名します。

お諮りします。ただいま指名いたしました市山繁議員、赤木貴尚議員を長崎県病院企業団議会議員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました市山繁議員、

赤木貴尚議員が、長崎県病院企業団議会議員に当選されました。

ただいま当選されました市山繁議員、赤木貴尚議員が議場におられますので、壱岐市議会会議規則第32条第2項の規定により、本席から当選の告知をいたします。

市山繁議員、赤木貴尚議員、長崎県病院企業団議会議員当選承諾及び御挨拶をお願いいたします。まず、市山繁議員、お願いいたします。

〔議員（13番、市山 繁君） 登壇〕

○議員（13番 市山 繁君） 私は、壱岐市が病院企業団に加入されて以来、企業団議員として指名を受け、選出させていただいておりますが、非常に少子高齢化、人口減、そしてまた島内外への医療といろいろ島内病院経営は各構成市町とも厳しい状況であります。病院経営は健全な運営と健全な医療ということが掲げられております。島内には民間病院もございます。その病院とも連携し、今後とも離島の医療のために努めていきたいというふうを考えております。皆さん方の御理解と御支援をよろしくお願いいたしまして御挨拶といたします。本日はありがとうございます。（拍手）

〔議員（13番、市山 繁君） 降壇〕

〔議員（5番、赤木 貴尚君） 登壇〕

○議員（5番 赤木 貴尚君） このたび長崎県病院企業団議員に選任されました赤木です。市山繁議員同様、長崎県病院企業団、そして壱岐の島内の民間医療団体等の連携を図りつつ、しっかり壱岐の島の医療体制を整えるために、力を尽くしていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。（拍手）

〔議員（5番、赤木 貴尚君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） このたびの御当選まことにおめでとうございます。御就任を心からお祝い申し上げます。

ここで市長より挨拶の申し出がっておりますので、これを許可します。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 平成29年壱岐市議会定例会8月会議の開催に当たり、御挨拶を申し上げます。

議員皆様におかれましては、去る7月30日執行の壱岐市議会議員一般選挙におきまして、市民皆様の負託を受け、見事当選の栄に浴されました。改めて心からお祝い申し上げます。まことにおめでとうございます。

そして、先ほどの議長・副議長選挙におきまして、壱岐市議会第7代議長として小金丸益明氏、副議長に豊坂敏文氏が御当選されました。重ねてお祝いを申し上げます。

また、各常任委員会、その他各委員会の委員選任も決定され、本日、新しい壱岐市議会の体制

が整ったところでございます。

壱岐市は、平成16年の市制施行から早いもので13年が経過し、この間、議員皆様とともに各種施策に取り組んでまいりました。今後も少子高齢化や人口減少対策、雇用の創出など、将来を見据えたまちづくりを展開しなければなりません。有人国境離島法という大きな後ろ盾もございいます。あすに希望の持てるまちづくりを実践し、壱岐市の振興発展を図るため、議会と執行側は車の両輪としてお互いに知恵を出し合い、意見を交わし、切磋琢磨してまいりましょう。

さて、6月29日、7月6日と、立て続けに発生した50年に1度の大雨とされた記録的集中豪雨は、本市に甚大な被害をもたらしました。幸いにも人的被害はなかったものの、家屋の全壊2件、一部損壊3件、建物の床上・床下浸水16件、裏山崩壊197件を初め農地及び農業用施設、道路、河川等の被災箇所は1,600件を超えております。

また、葉タバコ被害も甚大であり、農家の皆様へ深刻な影響を及ぼすものと危惧をいたしております。

このような状況を踏まえ、去る7月27日、農林水産省へ壱岐市単独の要望書を提出し、激甚災害の早期指定、金融支援の実施、農業共済金の早期支払いなど、必要な支援を求めたところであります。

国においては、一昨日8日に、九州北部の豪雨を含む6・7月の豪雨災害を一括して激甚災害に指定することが閣議決定されたことから、壱岐市も農業災害については激甚指定されることとなったところでございます。

本市においては、現在長崎県から災害復旧に係る土木及び農林業の各技術職員の人的支援をいただいております。被災した箇所の早期復旧に全力で努めてまいります。

次に、長崎県壱岐病院職員宿舎建設に係る市有地の提供について御報告を申し上げます。長崎県壱岐病院におかれましてはさらなる診療体制の充実を図るため、医師、医療技術者の確保を進めているところでありますが、医師等職員宿舎が不足している上、経年による老朽化が著しいため、新職員宿舎の建設計画がなされております。

今般、長崎県病院企業団から、その建設用地として旧かたばる病院敷地の一部分について、無償による譲渡の要望を受けたところであります。要望の土地の所在地は、壱岐市郷ノ浦町片原触字名切山2510番8で、地目は宅地、面積は1,200.46平方メートルであります。この土地については、旧国立療養所壱岐病院時代に、医師の宿舎があった場所であり、病院敷地より一段高い地形となっております。

当該資産は、平成27年4月1日の壱岐市民病院の長崎県病院企業団への加入に伴い、壱岐市の普通財産に移管された土地の一部であり、土地取得の経緯や利用目的を踏まえ、当該財産を無償で譲渡することといたしました。

長崎県病院企業団は、地方自治法に定める特別地方公共団体、すなわち一部事務組合であります。壱岐市財産の交換、譲渡、無償貸付等に関する条例第3条第1号の規定に基づき、無償譲渡を行うものであります。建設予定の職員宿舎の概要は、鉄筋コンクリート造2階建て、戸数は10戸、延べ床面積は約600平方メートルとのことであります。

次に、本日提出しております議案関係でございますが、監査委員の選任についての同意案件及び市役所郷ノ浦庁舎と勝本庁舎の耐震改修工事請負契約の締結に係る案件の合計3件でございます。何とぞ十分な御審議をいただき、適正なる御決定を賜りますようお願い申し上げます。

8月に入り厳しい暑さが続いております。市民の皆様には、台風などの気象情報に御留意されますとともに、こまめな水分補給を初め熱中症対策など心がけていただき、日々健やかに過ごされますことをお祈りいたしまして、御挨拶いたします。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 次に、職員の紹介の申し出がっておりますので、これを許可します。  
中原副市長。

○副市長（中原 康壽君） それでは、本議会へ出席をいたしております職員の紹介をさせていただきます。

副市長をいたしております中原と申します。議員さんから向かいまして右側の総務部長の久間博喜でございます。

○総務部長（久間 博喜君） 久間でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○副市長（中原 康壽君） 続きまして、向かって左側、市民部長の堀江敬治でございます。

○市民部長（堀江 敬治君） 堀江でございます。どうぞよろしく願いします。

○副市長（中原 康壽君） 次に、保健環境部長の高下正和でございます。

○保健環境部長（高下 正和君） 高下でございます。よろしく願いいたします。

○副市長（中原 康壽君） 次に、向かって右側、企画振興部長の左野健治でございます。

○企画振興部長（左野 健治君） 左野でございます。よろしく願いいたします。

○副市長（中原 康壽君） 次に、建設部長の原田憲一郎でございます。

○建設部長（原田憲一郎君） 原田です。よろしく願いします。

○副市長（中原 康壽君） 次に、向かって左側、農林水産部長の井戸川由明でございます。

○農林水産部長（井戸川由明君） 井戸川でございます。よろしく願いします。

○副市長（中原 康壽君） 次に、教育次長の山口信幸でございます。

○教育次長（山口 信幸君） 山口でございます。どうぞよろしく願いします。

○副市長（中原 康壽君） 続きまして、消防長の下條優治でございます。

○消防長（下條 優治君） 下條です。よろしく願いいたします。

- 副市長（中原 康壽君） 次に、会計管理者の平田恵利子でございます。
- 会計管理者（平田恵利子君） 平田でございます。どうぞよろしく願いいたします。
- 副市長（中原 康壽君） 次に、向かって右側、総務課長の中上良二でございます。
- 総務課長（中上 良二君） 中上でございます。どうぞよろしく願いいたします。
- 副市長（中原 康壽君） 次に、財政課長の松尾勝則でございます。
- 財政課長（松尾 勝則君） 松尾でございます。どうぞよろしく願いいたします。
- 副市長（中原 康壽君） 最後になりましたが、副市長を務めております中原康壽と申します。
- 今後とも議会での対応等一生懸命頑張っておりますので、よろしく願いをいたします。
- 以上でございます。
- なお、教育長の久保田良和でございますが、公務のために退席をいたしております。まことに申しわけございませんが、よろしく願いします。

---

（第1号の追加1）

日程第14．同意第3号

- 議長（小金丸益明君） 次に、日程第14、同意第3号壱岐市監査委員の選任についてを議題といたします。
- 地方自治法第117条の規定により、除斥の必要がありますので、土谷勇二議員の退場を求めます。

〔議員（6番、土谷 勇二君） 退場〕

- 議長（小金丸益明君） 提案理由の説明を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

- 市長（白川 博一君） 同意第3号について御説明いたします。壱岐市監査委員の選任について、議会の同意を得ようとするものでございます。本日の提出でございます。

次の者を壱岐市監査委員に選任する。住所、壱岐市郷ノ浦町初山東触435番地、氏名、土谷勇二、生年月日、昭和33年2月26日生。

提案理由は、監査委員の選任について、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を得る必要があるものでございます。

本案は、議員選任の監査委員でありました市山繁議員が、平成29年8月6日をもって任期満了となりましたことから、その後任として土谷勇二議員を選任したく、議会の同意を求めるとでございます。御審議賜りまして、御同意いただきますようよろしくお願い申し上げます。

なお、前任の市山繁議員には、在任中多大な御尽力をいただきました。この機会に厚く御礼を申し上げます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） これから、同意第3号に対する質疑を行います。質疑はありますか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 質疑がありませんので、質疑を終わります。

お諮りします。同意第3号については、壱岐市議会会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 異議なしと認めます。よって、同意第3号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから、同意3号を採決します。この採決は、起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小金丸益明君） 起立多数です。よって、同意第3号壱岐市監査委員の選任については、同意することに決定いたしました。土谷議員の除斥を解き、入場を許可します。

〔議員（6番、土谷 勇二君） 入場〕

---

（第1号の追加1）

日程第15、議案第51号

○議長（小金丸益明君） 次に、日程第15、議案第51号壱岐市役所庁舎耐震改修工事（郷ノ浦庁舎）【建築工事】請負契約の締結についてを議題とします。

提出議案の説明を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 本日提出しております本議案以降の説明につきましては、担当部長に説明させますので、よろしく願いいたします。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 原田建設部長。

〔建設部長（原田憲一郎君） 登壇〕

○建設部長（原田憲一郎君） 議案第51号について御説明いたします。

壱岐市役所庁舎耐震改修工事（郷ノ浦庁舎）【建築工事】請負契約の締結について。壱岐市役

所庁舎耐震改修工事（郷ノ浦庁舎）【建築工事】請負契約を下記のとおり締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。本日の提出です。

1、契約の目的、壱岐市役所庁舎耐震改修工事（郷ノ浦庁舎）【建築工事】。

2、契約の方法、制限つき一般競争入札。

3、契約金額、2億8,188万円。

4、契約の相手方、壱岐市郷ノ浦町柳田触131番地1、株式会社山内組代表取締役山内昇氏。提案理由は、壱岐市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を経る必要があります。

次のページには、説明資料を添付しております。

1、工事場所、壱岐市郷ノ浦町本村触。

2、工事内容としまして、建物概要と工事概要を記載しております。

1) の建物概要は記載のとおりでございます。

2) 工事概要は耐震補強工事として鉄骨ブレース補強、鉄筋コンクリート耐震壁補強、鉄筋コンクリート袖壁補強、その他改修工事として内部仕上げ・外壁・防水などの改修工事になります。

3、工期は、契約の発効の日から平成31年2月28日までとしまして、当初予算に翌年度にわたり債務負担行為を計上しております。

4、入札結果と5の予定価格は、記載のとおりでございます。

次のページからは、各階の簡略化した平面図を添付して主な補強箇所や改修箇所を示しております。

以上で議案第51号の説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしく申し上げます。

〔建設部長（原田憲一郎君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） これから、議案第51号に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 質疑がありませんので、議案第51号に対する質疑を終わります。

お諮りします。議案第51号については、壱岐市議会会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 異議なしと認めます。よって、議案第51号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第51号を採決します。この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小金丸益明君） 起立多数です。よって、議案第51号壱岐市役所庁舎耐震改修工事（郷ノ浦庁舎）【建築工事】請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

---

（第1号の追加1）

日程第16. 議案第52号

○議長（小金丸益明君） 次に、日程第16、議案第52号壱岐市役所庁舎耐震改修工事（勝本庁舎）【建築工事】請負契約の締結についてを議題とします。

提出議案の説明を求めます。原田建設部長。

〔建設部長（原田憲一郎君） 登壇〕

○建設部長（原田憲一郎君） 議案第52号について御説明いたします。

壱岐市役所庁舎耐震改修工事（勝本庁舎）【建築工事】請負契約の締結について。壱岐市役所庁舎耐震改修工事（勝本庁舎）【建築工事】請負契約を下記のとおり締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。本日の提出です。

1、契約の目的、壱岐市役所庁舎耐震改修工事（勝本庁舎）【建築工事】。

2、契約の方法、制限つき一般競争入札。

3、契約金額、1億7,280万円。

4、契約の相手方、壱岐市勝本町本宮仲触199番地、株式会社倉元建設壱岐支店支店長橋本裕樹氏。

提案理由は、壱岐市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を経る必要があります。

次のページには説明資料を添付しております。

1、工事場所、壱岐市勝本町西戸触。

2、工事内容としまして、建物概要と工事の内容を記載しております。

3、工期は、契約の発効の日から平成30年2月28日までとしております。

4、入札結果と5の予定価格については、記載のとおりです。

次のページからは、各階の簡略化した平面図を添付しておりまして、主な補強箇所、改修箇所などを示しております。

以上で議案第52号の説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしく願います。

〔建設部長（原田憲一郎君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） これから、議案第52号に対する質疑を行います。質疑はありますか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 質疑がありませんので、議案第52号に対する質疑を終わります。  
お諮りします。議案第52号については、壱岐市議会会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 異議なしと認めます。よって、議案第52号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。  
これから、討論を行います。討論はありますか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。  
これから、議案第52号を採決します。この採決は、起立によって行います。  
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。  
〔賛成者起立〕

○議長（小金丸益明君） 起立多数です。よって、議案第52号壱岐市役所庁舎耐震改修工事（勝本庁舎）【建築工事】請負契約の締結については、原案どおり可決されました。  
ここで資料配付のため、暫時休憩いたします。  
午後1時11分休憩

.....  
午後1時12分再開

○議長（小金丸益明君） 再開します。

（第1号の追加1）

日程第17. 議員派遣の件

○議長（小金丸益明君） 次に、日程第17、議員派遣の件を議題とします。  
壱岐市議会会議規則第167条により、お手元に配付のとおり、関係議員を派遣したいと思います。これに御異議ございませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 異議なしと認めます。よって、議員の派遣については決定されました。

○議長（小金丸益明君） 以上で、予定された議事は終了いたしました。この際、お諮りします。

8月会議において議決されました案件について、この条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、会議規則第43条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 異議なしと認めます。よって、そのように取り計らうことに決定いたしました。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。本日はお疲れさまでした。

午後1時13分散会

---

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

平成 年 月 日

臨時議長 市山 繁

議 長 小金丸益明

副 議 長 豊坂 敏文

署名議員 植村 圭司

署名議員 清水 修

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

平成 年 月 日

臨時議長

議 長

副 議 長

署名議員

署名議員